

スマトラ・南タパヌリの慣習法

— J・キューニングの記述を中心に —

やす なか あき お
安 中 章 夫

はじめに

- I 概況
- II 親族法と社会組織
- III 婚姻
- IV 相続
- V 暫定的な結び

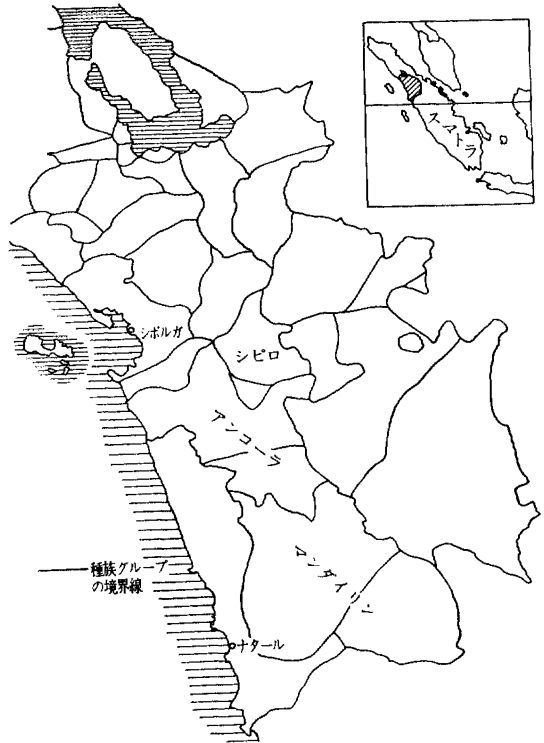
はじめに

北スマトラ州の内陸部を根拠地とするバタック人は、南に隣接するミナンカバウ人と並んで有力な部族である。両者は本来ともに高地民族であるが、著しく離心的な社会で、インドネシアの各地に移住者が拡がっている。政界、官界、そして文芸の世界でも両者はその人口に比して、不釣り合いほど大きな地歩を占めていることはよく知られている。だが、こうした活躍もすべては今世紀に入ってからで、それ以前とくにバタック人の場合は、頗る伝統的な社会であった。出自、年齢、性別など生得的な要素によって社会的役割が規定され、村落が自律的で、広域の政治体を欠いている社会、そうした伝統的な社会のなかから、インドネシアで最もダイナミックと言われる人々が生まれたのである。そこで本稿ではバタック人の伝統的な社会組織を、主に慣習法の観点から記述してみたいと思う。

もともと、バタック人とはいっても、トバ・バ

タックについてはイエプスおよびフェルハウエンによる有名な研究がある。ことに後者は1964年に英訳されたので、広く参照されるにいたった。またカロ・バタック社会についても、シンガリムブンの著作(1975年)が出て、事情が明らかになっている(注1)。これらと対照的に南タパヌリすなわちマンダイリン、シピロ、アンコーラのバタックに

第1図 タパヌリ



については、これまであまり紹介されていない。したがって以下では、主にキューニングに拠りつつ、南タパスリを中心に記述するのが適当と思う(註2)。社会組織の基盤は共通するにしても、トバと南タパスリでは、階層構成など相違点も少なくないからである(第1図参照)。

(注1) Ypes, W. K. H., *Bijdrage tot de kennis van de stamverwantschap, de inheemsche rechtsgemeenschappen en het gronden recht der Toba: en Dairi-bataks*, ハーグ, 1932年/Vergouwen, J. C., *Het Rechtsleven der Toba-Bataks*, ハーグ, 1933年/Singarimbun, Masri, *Kinship, Descent and Alliance among the Karo Batak*, パークレイ, University of California Press, 1975年。

(注2) Keuning, J., *Verwantschapsrecht en volksordening, huwelijksrecht en erfrecht in het koeriagebied van Tapanoeli*, ライデン, Eduardo Ijdo, 1948年。

I 概況

ここで南タパスリというのは地域的には、シボルガ、アンコーラ、シピロ、マンダイリン、ナタールの諸地域を指す。北はシンケルに境を接し、南は西スマトラに、東はバダンラワスに隣接する。

この地域で法共同体として最も重要なのはクリア(kuria)である。クリアは幾つかの村落(huta)からなり、後者はマレー語でカンボンと呼ばれることが多い。マンダイリンに限っては、村落はさらに居住区リペ(ripe)に分かれる。リペは通常、単一の血縁単位が占拠している。村落および居住区はそれぞれ自らのアダット(慣習)行政をもち、各々の首長を頂く。

1930年センサスによると、クリアの人口数は1000人に満たないものから、3万人をこえるもの

まで雑多である。ならして3000から4万人といったところであろうか。住民の宗教はイスラームが優勢を占め、センサスによれば次のようになる。

	土着	イスラーム	プロテスタント
シボルガ	5,095	11,610	5,870
アンコーラ・シピロ	55	78,725	8,792
マンダイリン・ナタール	5	81,584	1,171
シボルガ市	344	2,490	2,856

ウィラーによるとすでにパドリ騒乱以前、マンダイリンにはイスラームに改宗した首長がいたという(註1)。しかし住民のイスラーム化は、西スマトラに発するパドリ運動の直接の結果と言ってよいであろう。ワハビズムにもとづくこのイスラーム純化運動(タパスリでは改宗運動)が強制的に進められたにもかかわらず、短期間のあいだに根付いたのは異とするに足る。

南タパスリのバタック人のうち、マンダイリン人のみは、自らを他のバタック人とは別のものであると考える傾向がある。1923年の「墓地事件」はその最たる現われであった(註2)。しかし、言語および伝承からみて、マンダイリンがバタックの一支族である点は疑問がない。

ところで、バタックの慣習法は今世紀に入って以後、はなはだしく変わったといわれる。かつて多くの慣習法は、古来の宗教感情や超自然的な観念にその基盤をおいていた。ところが、イスラームへの改宗、蘭印政庁の干渉、外部世界との接触、教育、そしてナショナリズムの潮流などにより、そうした宗教的基盤は消滅したり弱まったりした。今や慣習法は古い伝統と共属感情に支柱を見出すのみである。それにもかかわらず、慣習法は注意深く保持されてきたのも他面の事実である。それは、次々と新奇なものが流入するなかで、よ

りどころになるのは結局のところ慣習法以外になかったためと考えられる。少なくとも第2次大戦以前にかんしては、そう言って間違いない。

(注1) Willer, T. I., "Verzameling der Batahse wetten en instellingen in Mandaheling en Pertibie," *Tijdschrift voor Nederlandsch Indië*, 第8巻第2号, 1845年, 419 ページ。

(注2) Keuning, J., "Toba-Bataks en Mandailing Bataks," *Indonesië*, 第7巻, 1953/54年, 156~173 ページ (安中の訳は「インドネシア外島の研究」アジア経済研究所所内資料 No. 47-4 1972年に所収)。

II 親族法と社会組織

1. 親族集団マルガ

バタック社会はすべて父系制で、居住規則は夫方居住をとっている。氏族はマルガ (marga) の名で呼ばれるが、このマルガという語は氏族だけでなく、リネージなどその下位集団についても用いられる。

マンダイリン地域に居住するマルガの名称としては次のものがある。ルビス, プルンガン, ナスチオン, パリンドゥリ, バトバラ, マトンダン, ダウラエ, ナイムンテ, シレガル, ハシブアン, ハラハップ, ラムベ, マンギンティル, マルデイヤ, ムンテ, パンガベアン, ランクティなどがそれで、数はさして多くない。

これらマルガのうち、その人数からも地位からも群を抜いて重要なのは、ルビスとナスチオンの2大マルガである。ルビスはマンダイリン・ジュル (小マンダイリン) とパカントンの全部のクリアで、いわゆる支配マルガの地位を占めており、クリア首長はすべて、また村落首長もほとんどがルビス氏族に属している。同様のことは、マンダイリン・ゴダン (大マンダイリン) とバタン・ナター

ルにおけるナスチオン氏族について言える。これら両者は数万人という成員を数えるのである。そして大氏族ではあるがルビスもナスチオンも、バタック一般の規則にしたがって外婚制を維持している。また、ナスチオン氏族については異説もあるが、両氏族とも源郷はトバにあったと考えるのが適当であろう。

次にアンコーラとシピロ地域でみると、プルンガン, ハラハップ, ダリムンテ, ダウラエ, シレガルの諸氏族があり、ここでも外婚制が守られている。

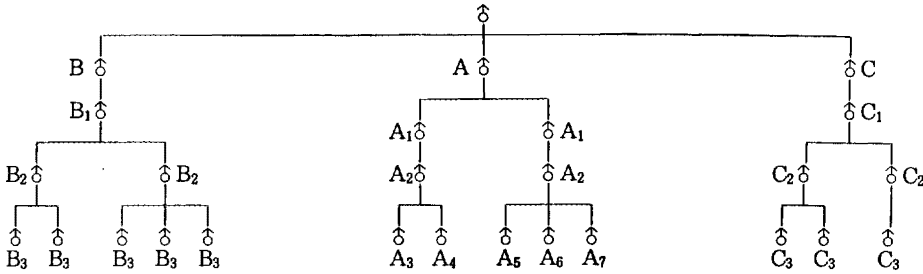
最後にシボルガとその周辺域はマルガが混在している地域で、したがって、マルガの数もマンダイリンやシピロに較べて多い。そのなかにはアチエ, マラブ, プリアマン, チャニアゴなどバタック系に非ざる名称がみられる。混合地域たる所以であるが、これは他の地域にない特徴である。前述のルビスやナスチオンの外に、シピロではシレガル氏族が、またアンコーラ中央部ではハラハップ氏族が地域一円を占拠しているからである。もっとも、一円的な占拠とはいっても、それはこれらの氏族のみが居住していることを意味しない。程度の差こそあれ、どこでも他のマルガに属する小集団がいるし、ルビス, ナスチオン, シレガル, ハラハップも単一の政治的な単位をなしてはいない。個人にとってマルガのもつ最も大きな意味は、それが外婚集団たることにあろう。

2. 親族名称

バタック一般と同じく南タパヌリでも、親族名称はいわゆる類別的体系にしたがう。つまり、同一世代に属する親族成員は性別により同一の名称で呼ぶ。

まず、1人の祖父, 曾祖父, 始祖に発する父系子孫は互に親縁関係にたつもの (solkot) と見なさ

第2図



れる。この共属感情はリニージをこえると徐々に薄れ、相手が古い亜氏族に属するか若い亜氏族に属するかを知るのがせいぜい、といった程度になる。リニージにはいろいろなレベルがあるが、それが演ずる役割により一定しない。

エゴ(男)からみて、兄はカハ(kaha)ないしアンカ(angka, しばしばアンカン[angkang]), 弟はアンギ(anggi)と呼ぶ。これらの名称は同一世代のリニージ成員にたいしても用いられる。その場合、年長年少の別は系統の新旧による。またさらに、これらの用語は同一マルガの成員についても用いられるが、この場合は正確な相互関係が不明のため、多少とも恣意的になる。これをさらに詳しくみるには、第2図によるのが便宜であろう(註1)。

この図でA₇のカハはA₅とA₆であるが、同時にA₃、A₄およびすべてのB₃もそれにあたる。

A₃のアンギはA₄で、同時に、A₅、A₆、A₇およびすべてのC₃がそれにあたる。

より詳しく区別するには、A₅はA₆を「私の真の弟」(anggiku na hutadohan)と呼び、A₅はA₆とA₇を「2人の」をつけて、“dua anggiku na hutadohan”という。

兄弟の間と同じように、姉妹も相互の関係をカハ(アンカ)とアンギの語であらわし、同世代のリニージ成員(女子)にたいしても、それらの用語を

つかう。

既婚の女性は夫をアンカと呼び、逆に夫は妻をアンギと呼ぶ。

エゴのカハは総称してパルカハオン(parkahaon)と呼ばれる。B₃の全体がA₃、A₄、A₅、A₆、A₇およびC₃のパルカハオンになるわけである。また系統BをAおよびCのシアンカアン(siangkaan)と呼ぶ。

エゴのアンギは総称してパラングアン(paranggian)と呼ばれる。したがってC₃はA₃、A₄、A₅、A₆、A₇およびB₃からみてパラングアンである。また系統CはAとBのシアンギアン(sianggihian)である。

同一の父祖に発する父系男子成員、すなわち同一リニージないし同一マルガに属する男子は互いにマルカハーマランギ(markaha—maranggi)の関係に立つ。

しばしば使われるカハンギ(kahanggi)という用語は、カハとアンギを合成した短縮型で、エゴにとっての父系近親者を指す。だが、父系近親者のうちの特定の1人を指す場合もある。また、あまり大きくないリニージを指してスカハンギ(sekahanggi)と呼ぶことがある。

男はその姉妹をイボト(iboto)と呼ぶが、逆に女もその兄弟を同じくイボトと呼ぶ。この言葉はよ

り広く、自身の兄弟姉妹以外にたいしても使われる。イボトの名で呼ばれる人々を総称してパリボトオン (paribotoon) という。

父に相当する用語としては一般にアマ (ama) が使われる。だがここでも、父と同世代の男子リニージ成員にも同じ用語が当てられる。パラマアン (paramaan) は、一家の主人としてアダット運営に参与する権利をもつ、成人男子の集合を指す。特に自分自身の父を指す場合は、アマンタ・アウ (amanta au) という。既婚の女性は夫の父をアマないシアマンタ (amanta) と呼ぶ。

父の弟はアマン・ウダ (amang uda) あるいは単にウダ (uda) といい、父の兄はアマン・トゥア (amang tua) と呼ぶ。しかし、これらの用語も類別体系にみあって、より広くも用いられる。すなわち第2図において B_2 はいずれも、 A_3, A_4, A_5, A_6, A_7 および C_3 のアマン・トゥアであり、 C_2 はともに、 A_3, A_4, A_5, A_6, A_7 および B_2 のアマン・ウダである。

母に相当する用語はイナ (ina) で、それは父の兄弟の妻にたいしても使われる。父の兄の妻はナン・トゥア (nan tua), 父の弟の妻はナン・ウダ (nan uda) と呼ぶ。これはアマン・トゥア, アマン・ウダと対応する。

母の姉妹はループによればブジン (bujing) であるが、それは母の妹にたいしてのみ用いられるとする説もある(註2)。

父はその息子をアナク (anak) と呼ぶが、これは息子と同世代の父系親族にたいしても使われる。義理の娘はパルマエン (parmaen) である。

最年長の息子はアナク・シアンカアン (anak siangkaan), 最年少の息子はアナク・シアンギアン (anak sianggian), 中間の息子はアナク・シリトンガ (anak silitonga) と呼ばれる。特に相続順位や

相続法が問題になる場合は、最年長の息子をパンゴララン (panggoraran), 最年少の息子はパニャルプアン (panyalpuan) といい、中間の息子はシリトンガ (silitonga) と呼ぶ。

娘はボル (boru) で、ボルの総体をパルボルアン (parboruan) という。姻族関係でアナク・ボル (anak boru) は重要な概念であるが、これについては後述する。

父の父および父の母はオムプ (ompu) で、同世代に属する親族成員も同じ名称で呼ばれる。しかし、オムプは祖父に限らず、もっと上の世代のリニージの父祖についても言われる。サパロムプアン (saparompuan) はしたがって、1人のオムプ (父祖) に発する人々、つまりリニージを表わす。

「一人の父祖に発する人々」 (halahi na saparompuan) という表現もある。大小リニージの首長はパロムプアン (parompuan) という。

曾孫はニニ (nini), さらに世代を下るとノノ (nono) と呼ぶ。

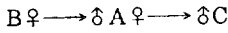
3. 姻族関係と名称

ダリハン・ナ・トル (dalihan na tolu) は「煮炊きする鍋の三脚石」の意味であるが、これが片側の縁組にもとづくリニージ間の相互関係を表現する言葉である。

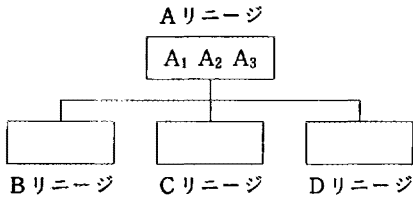
パタック社会には選好される縁組がある。母の兄弟の娘 (boru ni tulang) との婚姻がそれで、反対に父の姉妹の娘 (boru ni namboru) との婚姻は厳しく禁止されており、マルガ内婚 (sumbang) と同一視される。そこで、Aリニージの男子はBリニージから嫁をとることができるが、逆に、女子をBリニージに嫁出することはできない。第3のリニージCに嫁出するのである。図示すれば第3図のようになる。

さらに、1人の息子がその母の兄弟の娘と結婚

第3図



第4図



しているならば、その兄弟は彼女の姉妹と結婚してはならない。彼らは、その母の出身マルガに属するかどうかは問わないが、他のリニージに妻を求めねばならないのである。

第4図で A₁, A₂, A₃ の息子がその父親たちと同様に各々 B, C, D の娘と結婚することは許されるし、また選好もされる。このような、「母の出身リニージに属する娘との結婚」は、マニユンドゥティ (manyunduti) と呼ばれる。父の縁組を引継ぐわけである。これに対して、息子が彼の近親者のだれとも縁組関係のないリニージから嫁をとった場合、これをパビダン・ブルン (pabidang bulung) ないしは、パイクバル・スンギ (paimbar sungi) といひ、字義どおりには、「葉を抜ける」とか「小川を換える」とかを意味する。

ここで既存の縁組関係に起因する婚姻規制を二つ挙げておこう。

その第1は、トゥランーフラ・ドンガン (tulang—hula dongan) の間柄にある者の子供同士ないし孫同士は結婚してはならない、という禁止規制である。この関係は第5図におけるBとCのそれである。

第5図



ある。

この図でBとA, AとCは与妻集団 (モラ: mora, フラ=フラ: hula-hula) — 取妻集団 (バヨ=バヨ: bayo-bayo, アナク・ボル: anak boru) の関係に立つ。したがって、Bの青年がCの娘と結婚できないという規制は、モラはバヨ=バヨのバヨ=バヨと結婚してはならないと言換えることもできる (与妻集団, 取妻集団については直ぐ後で詳述する)。

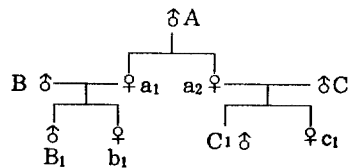
第2の規制は、パレバン (pareban) すなわち義理の兄弟の子供同士は、たとえ彼らが異なるマルガに属していようと結婚できない、というものである。パレバンとは正確には妻の姉妹ないし、その配偶者を指す。そこで姉妹の子供同士の結婚は許されないわけである。

第6図で B₁ は c₁ と結婚できないし、同様に C₁ と b₁ とは結婚を許されない。二つのリニージが同一のリニージから妻を娶っている場合、両者は婚姻関係を結べないということになる。

もちろん以上はすべて、マルガ外婚制を前提にしている。マルガIのリニージAは他のマルガIIのリニージBから嫁をもらい、マルガI以外のリニージCに嫁をだすわけである。このとき、リニージBとリニージCが同じマルガに所属していても差支えない。

ところで、片側のないし非対称的な縁組は与妻集団と取妻集団という関係を生ぜしめる。たとえば、リニージAは幾つかのリニージから嫁をとる

第6図



立場にあるが、それら与妻集団をフラ=フラないしモラと呼ぶ。他方、取妻集団Aはアナク・ボルないしバヨ=バヨと呼ばれる。本項冒頭に記したダリハン・ナ・トルはしたがって、モラーエゴのリニージアナク・ボルの三位一体を表わす言葉である。この片側の縁組規則には例外もある。3世代以上前に、リニージAの男とリニージBの娘が結婚したが、その後はマニュンドゥティが行なわれなかったとする。こうした場合、リニージBの男とリニージAの娘との結婚は許されることがある。これを「縁組関係をひっくり返す」(mangarompak tutur) という。この表現自体、どこか不本意な感じを表わすが、実際にもこうした縁組は非常にまれである。

モラはそのアナク・ボル集団をパンガレヘナン (pangalehenan, 与えるもの)、それに娘を与える集団と呼び、逆にアナク・ボルはそのフラ=フラをパムプアタン (pambuatan, 取るもの)、そこから娘を取る集団という。また、自分の集団の成員をドンガン (dongan, 仲間) 』というのに対して、集団としてのモラをコウム (koum) ないしカウム (kaum) と呼ぶ場合もある。

通常、数あるフラ=フラないしモラのうち、一つだけが特にモラとして扱われる場合がある。それはある集団の父祖がそこから妻を娶り、その婚姻からリニージが生まれた場合の妻方父系集団を指す。この父系集団を「日の始まり」(bona ni ari) と呼ぶ。同様のことは反対に、アナク・ボルないしバヨ=バヨに関しても言える。その父祖がかつて首長リニージの祖先の娘ないし姉妹と結婚している場合、当該リニージの代表者は大いなるバヨ=バヨ (bayo-bayo na godang) として、共同体の運営において特別の地位を占め、アダット首長の右腕となるのである。

フルハウエンによればトバ・パタックにおいては、フラ=フラとアナク・ボルとの結び付きは靈的・呪術的なものである。その精髓は、アナク・ボルがフラ=フラにたいして示す尊崇で、それはアナク・ボルの安寧と福祉に不可欠な超自然的な靈力を、フラ=フラが与えうとする信仰にもとづく。ところが南タパヌリにかんしては、そうした結びつきはあまり知られていない。しかし、ソアングポンによると、アナク・ボルは冠婚葬祭をはじめ、家の新築や婚資の調達などあらゆる慶弔事に際して、モラを援助する義務を負うとされる。アダットにおいて、アナク・ボルは、そのモラの比類なき価値ある奉仕人という^(註3)(ただし、ここでアナク・ボルは他の集団にたいしてはモラであることを忘れてはならない)。モラという語自体の意味は「貴族」「主人」「母方ないし父方の親族」で、「豊かさ」とか「卓越」とかの観念を含む派生語を作る語根にもなる。

4. 姻族の名称

(1) モラないしフラ=フラにかかわるもの

モラないしフラ=フラの語はリニージについてだけでなく、そのリニージの男子成員に対しても使われる。それ以上に詳しく説明が不必要あるいは不可能な場合がそれである。

村内の寄留マルガは、遠い昔に縁組を結んだきりの首長リニージでもモラと呼びつづける。これは両者の間に前記の縁組関係の逆転(mangarompak tutur) があった場合でも変わらない。

エゴにとってモラ集団のなかで最も重要な人物はトゥラン (tulang, 母の兄弟) である。トゥランの妻はナン・トゥラン (nan tulang) と呼ばれる。

妻の兄弟およびそのカハンギをトゥンガニ (tunggani) という。この語はより一般的には、「長」ないし「指導者」の意味でも用いられる。

父は息子の妻の父をもまたトゥンガニと称し、母は息子の妻の父をイボトという。そこで、もし、息子がトゥランの娘(boru ni tulang)と結婚する、すなわち選好婚であるならば、母はその結婚以前から、当該の人物をイボトと呼んできたことになる。

このトゥランとトゥンガニの語が、それぞれ母の同腹の兄弟や妻の同腹の兄弟という以上に広く使われることは、パルトゥランゴン(partulangon)の用い方からもわかる。これはエゴのトゥランの近親者で、トゥランと見なす人々を指すのである。

さらにトゥランゴン(tulangon)なる語もある。それは「彼のトゥランについて(あるいは対して)不適切な言動をなしたことから生ずる苦痛」を意味する。自分のモラにたいして示すべき尊敬、そしてモラのもつ超自然的な制裁能力の表現である。

トバにおけると同様に、トゥンガニの妻はバヨと呼ばれ、逆に、妻はその夫の姉妹の配偶者をバヨという。また、バヨの本名は口に出して言うてはならないし、バヨが寡婦になっても、彼女との結婚は許されない。以上を図示すると第7図のようになる。

ここで♂Aは♂Cからみてトゥンガニである。♀bは♂Cのバヨで、その逆もいえる。♀bは♂Cと話をしてはならず、寡婦になった場合も♂Cと結婚してはならない。

母方の祖父はオムプ・バヨ(ompu bayo)と呼ばれ、対して父方の祖父をオムプ・スフト(ompu suhut)と呼ぶ。

第7図

$$\delta B \text{ ♀ } b \longrightarrow \delta A \text{ ♀ } a \longrightarrow \delta C$$

(2) アナク・ボルないしバヨ=バヨに

かかわるもの

自分の姉妹の配偶者はラエ(lae)である。そこでパルラエアン(parlaean)は自分の姉妹と結婚している男の近親者を意味する。自分の娘の配偶者の父もラエと呼ばれる。

姉妹の息子は、バベレ(babèrè)という。彼は選好縁組からみて、義理の息子になる可能性をもつ。

父の姉妹をナム・ボル(nam boru)といい、その配偶者はアマン・ボル(amang boru)と呼ぶ。自分のナム・ボルの娘との結婚は禁じられている。

最後にモラ集団にもバヨ=バヨ集団にも属さないものとしてパレバン(pareban)とエダ(eda)を挙げておこう。前者は妻の姉妹およびその配偶者を指す言葉である。後者は、女性からみて夫の姉妹、あるいは逆に、兄弟の妻を指す。

以上のとおり見てくると南タパヌリの親族名称体系は、トバについてフェルハウエンが記述したものと大幅に一致している。両者の相違点は、むしろ次に述べる階層構成や法共同体に見られるのである。

5. 階層構成

南タパヌリで個人の行為に影響を及ぼす構造的要素は、父系親族体系および非対称縁組の他に、身分構成がある。そして、この身分構成はアダット行政の面でも大きな意味をもつ。

古く南タパヌリの住民は三つの身分にわかれていた。すなわち、

- (イ) ナモラ=モラ(namora-mora)——上層身分、富人
- (ロ) ハラク・ナ・パハト(halak na bahat)またはハラク・ナ・ジャジ(halak na jaji)またはアナク・マタ(anak mata) [“bahat”と“jaji”はともに「多数ある」の意]——一般自由民
- (ハ) 3種の非自由身分で、
 - a. オムプン・ダラム(ompung dalam) [マンダイ

リンのみか]

- b. パンクンダンギ (pankundangi)——これはアンコーラとシピロでいうハトバン・ベルソラク (hatoban bersorak) と類似する
- c. ハトバン (hatoban) ——本来の奴隷、アンコーラとシピロではこれにマンガロイ (mangaloi) を付して、b.と区別する

これらの非自由身分は1876年の奴隷制廃止によりそれとしては姿を消した。しかし住民の意識のなかには根強く残存しており旧奴隷の子孫との縁組は忌避するのが一般的である(註4)。これら純然たる非自由民とは別に、古くはペルシングラン (persingiran) とかハラク・ナ・マルタン (halak namarutang) とか称された人々もいた。これは債務により一時的に自由を失った者を指す。

(1) ナモラ＝モラ (上層身分)

ナモラ＝モラは村の創立者の父系子孫から成る。第1にはラジャ・パムスク (raja pamusuk, 村長) とその親族成員がこれに数えられるが、アング・ニ・ラジャ (anggi ni raja) もこれに入る。後者は、ナモラ＝モラの男子と下位身分の女性との結婚で生まれた息子たちと、彼らの子孫が含まれる。また、父母がともにナモラ＝モラであっても、アダットに定める婚儀を経っていない場合、息子はアング・ニ・ラジャにとどまる。アング・ニ・ラジャの地位は完全なナモラ＝モラとハラク・ナ・バハトの間にある。

ナモラ＝モラのリネージは村落や上級の共同体で特別な地位を占め、さまざまな特権をもつ。たとえば、ラジャ・パムスクに就任できるのはナモラ＝モラに限られている。通常、それは最年長の息子 (panggoraran) であるが、選抜による場合もある。選抜の場合、最年長の息子が不適格とされたときは、好んで最年少の息子 (panyalpuan) が選ばれる。息子がいない場合はカハンギのうちの1人が就任

する。またたとえば、既存の村から巢別れして新村をつくる場合、元村におけるラジャ・パムスクの息子かカハンギが、最初のラジャに指名される。全村落を代表するのはラジャ・パムスクで、その分村でナモラ＝モラを代表するのがラジャ・パムスクのカハンギの1人ということになる。

このように、ナモラ＝モラのリネージが占める高い地位はラジャ・パムスクが体现している。だが彼は自らのリネージの内部では同輩中の第一人者というにすぎない。常にリネージ成員との相談が必要である。ラジャ・パムスクとナモラ＝モラの高い地位を示す標識としては、他と異なる服装、一般より大きく美しい家や米倉、より大規模な葬儀、高い婚資と大掛りな婚礼、特別な称号などがある。

この階層は全く閉鎖的というわけでもない。同身分の妻とは別に、身分の低い女性や非自由民の娘を妾とすることは、しばしば見られるところであった。しかし、こうした結びつきから生まれた子供は低い身分に位置づけられ、父の財産を相続する権利も、地位を継承する権利もなかった。こうした身分の相違を例証する諺に次のものがある(註5)。

- (i) 「鳥のトゥワ (tuwah) は家の床下にもぐり込んでも消えない」。良き生まれの人は、貧乏になっても依然として尊敬される。
- (ii) 「灌木が榕樹を真似て空高くのびようとしても無駄、水溜りが海のように波をおこそうとしても甲斐ない」。普通の人間は高貴の人と同じものを持ちたいと望んではならぬ、同じことをしようと望んでもならぬ。
- (iii) 「胡瓜が棘に落ちれば傷がつく」。庶民が偉い人に逆らえば、傷つくのは必ず庶民の方だ。

(2) ハラク・ナ・ジャジまたはハラク・ナ・バハト

一般自由身分の住民にかんしては、特に記すべ

きことがない。区分を立てれば、第1はナモラ＝モラと同一のマルガに所属するが、村落創設者ないしその近親者の直系子孫ではない人々である。第2はバヨ＝バヨつまり他のマルガに所属する人々である。この第2のカテゴリーのうち、優越的な地位にあるのが前述のバヨ＝バヨ・ナ・ゴダンに外ならない。

(3) 非自由民

非自由民という身分は制度上はすでに存在しない。したがって、その実態を知るには古い文献によらざるを得ないのだが、ここではウィラーおよびヘイティングにより紹介する(註6)。

まずオムブン・ダラムは、ウィラーによれば「条件つきで自由を与えられている人々」である。彼らは、普通は自由民とほとんど変わらない権利をもち義務を負うが、不可避の必要が生じた場合、主人は彼らの自由を取上げて売渡すことができる。そして、彼らにはナモラ＝モラのために労力を提供する義務がある、という。また、ヘイティングによると、彼らはラジャの従臣で、奴隷の監督にあたりとされる。自由民との縁組に制約があることはすでに述べた。

同じく、ウィラーによれば、パンクンダンギは、「一時的に自由を与えられた身分」と記される。彼らはしたがって自分の家と耕地をもち、自由な時間を身受金返済のために役立つことが許されている。またその間は、主人にたいして尊敬の態度を持するほかは、さしたる義務を負わない。だが主人側に「重大な事由」が生じた場合、身受金が支払い済みでないかぎり、彼らの一時的な自由は取消されるのである。ヘイティングはパンクンダンギを「常に主人に付きしたがう従臣」と書いている。

このようにウィラーとヘイティングでは、多分

に記述のずれがみられるが、いずれにしても、オムブン・ダラムとパンクンダンギは本来の意味における奴隷ではない。むしろ、ナモラ＝モラのアダットに関連する行動に際して、労働奉仕を義務づけられている存在、と考えてもよいであろう。

これに対してハトバンは紛れもなく奴隷といえる。彼らはその主人のためにのみ働くのである。しかし、ヘイティングによれば、それほど苛酷な扱いを受けたわけでもなく、しばしば家族の一員のごとくに扱われたらしい。奴隷の所有者はナモラ＝モラに限られていた。そして、奴隷にされる原因としては、戦争の捕虜、(賭博などで)高額の債務を負い、返済の見込みがない場合、重大な犯罪にたいする罰、(女)奴隷の子供、といったケースが挙げられる。

奴隷廃止令にもとづいて蘭印当局が身受金を支払った奴隷の数は、アンコーラで2280人、シピロで802人、マンダイリン・ゴダンとバタン・ナタールで904人、マンダイリン・ジュルとパカンタンで902人と記録されている(註7)。相当に多いことが判るであろう(ちなみに時期は少しずれるが、1890年当時のマンダイリン・ゴダンとバタン・ナタールの人口は合わせて2万8102人、同じくマンダイリン・ジュルとパカンタンで1万8309人と推定されている)。またウィラーによると、1840年当時のコタ・シアンタルにおける身分構成は次のとおりになる。

ナモラ＝モラ	約 30家族
ハラク・ナ・ジャジ	約250家族
オムブン・ダラム	約 90家族
パンクンダンギ	約 30家族
(1930年センサスによるコタ・シアンタルの人口は4785人である)。	

6. 地域社会と村落秩序

地域社会は親族体系と密接に関連している。これが最も明瞭なのはマンダイリン・ジュル／パカ

ンタンと、マンダイリン・ゴダン／パタン・ナターの場合であろう。これら二つの地域は、それぞれルビスおよびナスチオンという二つのマルガにより、ほぼ占拠されているためである。もっとも、これらの地域といえどもマルガを単位とする政治体は存在しない。ただ、村落の系譜が明らかで、すべての村落を位置づけうるのである。

たとえばルビス氏族の場合、始祖の2人の息子がフタノパンおよびプルタムアン（ムアラ・プクット）という二つの村を創設した。伝承ではこの2カ村から、マンダイリン・ジュールとパカンタンにある全ての村が生まれたとされる。その大略は第8図のごとくである。

これら最初の中核村は後にクリア共同体に格上げになるが、これらから分かれて他の村々ができ、その分村がやがてはさらに後の村落を生む母村になった。

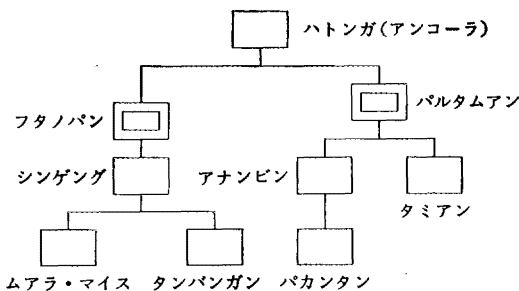
中核村とそこから分出した村々を合わせてジャンジアン (janjian) と呼び、それは村落の上位に立つ唯一の法共同体でもある。たとえばパカンタンは、パカンタン・ドロとパカンタン・ロンバンという二つのジャンジアンに区分される。語義からいえばジャンジアンは約定を意味する。しかし共同体としてのジャンジアンには、意図された連盟と

いった意味はない。中核村の首長すなわちラジャ・パムスクは、同じジャンジアンに属する他の村々との関連ではラジャ・パヌスナン (raja panusunan) と呼ばれる。

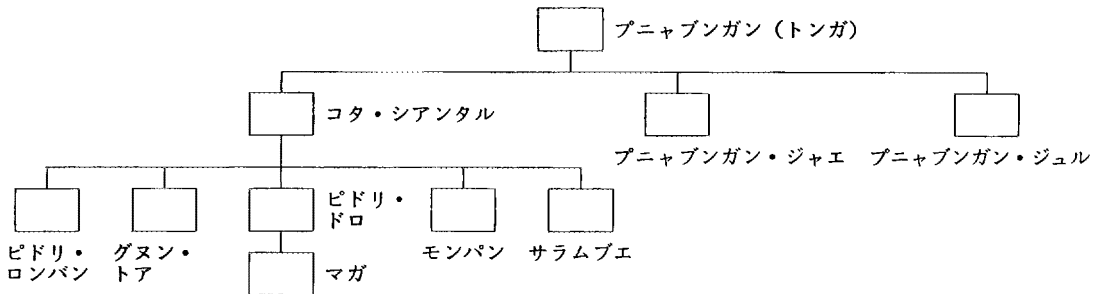
マンダイリン・ゴダンの場合は少しく事情が異なる。この地域ではプニャブンガンが最初の中核村であるが、他の村はそれから分出したのではなく、征服されたのである。そして征服された村々が母村になり、他の村々を生んだ。それら母村の名称が後にクリア共同体のそれになっている点は、マンダイリン・ジュール／パカンタンの場合と変わらない (第9図)。

こうした村落の系譜関係にはナモラ＝モラの族譜関係が反映している。新しく建設された村の首長には必ずナモラ＝モラの1人が指名されたからである。これは分村による新しい村の設立でも、あるいは、最初はわずか数人が小集落をつくり、後に頭数がふえて独立村に昇格する場合も変わらない。後者の場合、独立村として承認される要件は、ラジャ、ナトラス (natoras), スフ (suhu), バヨ＝バヨ, アンギ・ニ・ラジャを各1人、そして一般住民 (anak buah) を備えていることとされている。したがって、村落系譜にみる中核村 (母村) は、その他の村々にとって、最初にそれらの村をつくった父祖の故地でもある。そこでルビスおよびナスチオンのマルガに属するラジャ・パムスク／ラジャ・パヌスナンは、それぞれ「父祖を同じくするもの」(seketurunan) で、互に親縁関係にあると見なされている。この点は村落首長がラジャ・パヌスナンと同じマルガに属していない場合が多く、ために相互の関係が良好でないと言われるアンコーラやシピロと異なる。だが、マンダイリンの地域でも、政治単位としての村落の自律性は、住時においてはかなり大きかったと言われる。

第8図



第9図



7. マンダイリンの村落

村の住民はラジャ・パムスクのマルガ成員と、これとしばしば婚姻縁組を結んでいる他のマルガ成員とから構成されている。

マンダイリンでは、村は単一のリネージが占拠する居住区リペに区分される。たとえば大きな村落では、リペ・ナモラ＝モラないしリペ・アング・ニ・ラジャ、リペ・スフ＝スフ (ripes uhu-suhu), リペ・バヨ＝バヨ, リペ・オムブン・ダラムがあり、その他に異なるマルガの混住しているリペもある。このうちリペ・バヨ＝バヨはそれぞれのマルガ別に分かれ、マルガの混合しているリペはナモラ・シオバン・リペ (namora sioban ripe) という長の監督下にある。またリペ・オムブン・ダラムは奴隷制の廃止でなくなった。

古く村落には、ラジャ・パムスクと並んで副村長ラジャ・パドゥアナ (raja paduana) がいた。この役職には村長の弟、息子、甥などがついた。だが現在では、この名称はすでになくカハンギ・ニ・ラジャ (kahanggi ni raja) に取って代わられている。

集団としてのアング・ニ・ラジャを村落会議で代表するのが (ナトラス: natoras) アング・ニ・ラジャである。この集団は、前に述べたとおりナモ

ラ＝モラに数えられるが、カハンギよりは地位が低い。それは彼らの住居、婚資、葬儀などに表現されている。

スフ＝スフについては諸説あり一定しない。それをナモラ＝モラと同一のマルガに属するが、自分はハラク・ナ・バハト (halak na bahat) にとどまる人びと(およびその代表者)とする説があるが、他方では、ナモラ＝モラ以外の人で、後に独立村になった小集落を創設した人物の子孫とする解釈もある。「大いなるスフ」 (suhu na godang) といった言葉は、恐らくこうした歴史的背景と関連する。またマンダイリン・ゴダンでは、征服された村々の首長の子孫をスフと呼んでいる。したがって、ナモラ＝モラと同じマルガ成員であると否とを問わず、歴史的に何らかの優先権をもった人びとの子孫ということになる。

バヨ＝バヨ集団も村落会議にその長老 (natoras) をおくっている。それら代表者のうちの1人がバヨ＝バヨ・ナ・ゴダンないしスフ・バヨ＝バヨで、これについてはすでに述べた。すなわち、彼はラジャ・パムスクの右腕として決定事項の執行にあたり、ナモラ＝モラのアダット儀礼では不可欠の補佐役をつとめる。この地位の由来は、その父祖が村で初代のラジャ・パムスクの娘あるいは姉妹

と縁組を結び、時には通代的にマニユンドゥティを繰返したことにある。しかし世代を経るとともに、この種の縁組は少なくなっているらしく、何世代にもわたってマニユンドゥティがなく、逆にマンガロムパク・トゥトル(mangarompak tutur)つまり、ナモラ＝モラがバヨ＝バヨの娘を娶ることさえ珍しくない。たとえば、ウィラーやヘイティングには早くもそうした記述がみられる(註8)。だが、この縁組関係における逆転は、村長とその右腕という役職上の地位関係を変えるものではない。それらは原初の縁組によって規定されるのである。

最後に、ラジャ・シオバン・リペ(raja sioban ripe)とその居住区について言えば、それは村民の一部が移住して、いまだ独立村落になっていない状態と解釈できる。シオバン・リペとは居住区(リペ)をともにするものと言う意味である。ラジャ・シオバン・リペは常に必ず村長の息子ないしは近親者で、継承順位からいって村長職を受けつぐ見込みのないものになった。彼が村民の一部を従えて一つの居住区をつくるわけである。しかし、この居住区は新村の設立ではないので、母村の処分圏とは別の固有の領土や権威機関をもつことはない。他のアダット長老たちと並んで、ラジャ・シオバン・リペは村落会議に参加するにとどまる。

ところで、村落の行政は上述の代表者たちによる合議により運営される。この合議体をナモラ＝ナトラス(namora—natoras)あるいはハトバンゴン(hatobangon)と呼ぶ。村落に居住するリニージはそれぞれ長老によって代表され、その監督下におかれる。村長職を含めてその職位は世襲で、大体は長子継承による。これら代表者には特権が付与されており、それは着座の順位や冠婚葬祭の様

式、また何かにつけアダット食宴(adatmaaltijd)が行なわれるが、その際に受取る犠牲獣の肉の部位などに表現される。

前記のとおり、中核村とそこから派生した村々で構成する村落連合はジャンジアンという。このジャンジアンの行政にあたるのは、ラジャ・パヌスナンとそのバヨ＝バヨ・ナ・ゴダン、構成村の各ラジャ・パムスク、それに中核村の何人かのナトラスが加わる。この合議体もまたナモラ＝ナトラスと称する(もっとも合議体とはいっても、蘭印政庁の干渉によりラジャ・パヌスナンとラジャ・パムスクが、それぞれクリア首長とカンボン首長になってからは、彼らの権限は旧来のアダットに定まるものよりも強くなった)。

8. アンコーラおよびシピロの村落

マンダイリンの場合に較べてアンコーラとシピロでは、クリア共同体を構成する村落に斉一性が欠けている。ここではジャンジアンに相当するものをパルタヒアン(partahian)と呼んでいるが、それが中核村およびそこから派生した村々に加えて、トバヤパダン・ラワスからの移民村が含まれているためである。これら移民村のラジャ・パムスクは、クリア首長ラジャ・パヌスナンとは異なるマルガである場合が少なくない。そこで、クリア内部におけるラジャ相互間の関係は必ずしも良好でなく、パルタヒアンはマンダイリンに比べてより人工的な性格をおびることになる。この斉一性の欠如はクリア行政にも反映しており、ここではラジャ・パヌスナンと同じマルガに属するラジャ・パムスクと、他のマルガに属するラジャ・パムスクとは区別されている。すなわち後者はその自律性が強い。

村落の内部構成についてみると、原則的にはマンダイリンの場合と一致するが、相違点もある。

たとえば、アンコーラとシピロにはラジャ・シオバン・リペなるものはない。そもそも居住区という意味でのリペが、少なくともシピロでは存在しないのである。

しかし、アンコーラとシピロでも集団の区分はリニージを単位にしており、この点はマンダイリンと変わるところがない。つまり、ここでもナモラ＝モラはラジャ・パムスク、そのカハンギおよびアンギ・ニ・ラジャのリニージである。次に、ナモラ＝モラとマルガは同じであるが、他のリニージ(suhu)の代表者をスフ＝スフと呼ぶ。そしてバヨ＝バヨ・ナ・ゴダン、その他のバヨ＝バヨが続く。ただし、アンコーラとシピロではバヨ＝バヨはマレイ語でオラン・カヤ(orang kaya)ないしブンダハロ(bendaharo)と呼ばれることも多い。そこでバヨ＝バヨ・ナ・ゴダンもオラン・カヤ・ナ・ゴダンとなる。

村落行政にあたる合議体はハトバンゴンといい、上記リニージの長老たちにより運営される。それらアダット職位は世襲である。この村落会議はマンダイリンでもアンコーラ/シピロでも同じだが、裁判権限をも兼ね備えている。村落レベルの裁判をラパト・ダメイ(rapat damei), ラパト・スフ(rapat suhu), ラパト・アダット・カムポン(rapat adat kampong), また古くはその場所(村の米倉兼会議所)にちなんでパルフマン・ソポ・ナ・ゴダン(paruhuman sopo na godang)などと称した。これに対して、クリア共同体の裁判はラパト・アダット・クリアと呼ばれる。アダット制裁は罪の軽重により、一斉に手を拍って当人を辱しめるものから、村八分さらには追放処分に至るまでさまざまある。

(注1) Keuning, 前掲書, 37ページ。

(注2) Loeb, E. M., "Patrilineal and Matrilineal

Organization in Sumatra: The Batak and the Minangkabau," *American Anthropologist*, 第35巻, 1933年, 22ページ。

(注3) Soangkoepon, "Bataksche adat," *Koloonial Studiën*, 第6巻第2号, 1922年, 98ページ。

(注4) *Adatrechtbundels*, 第38巻, 1936年, 120ページ以下/同第41巻, 1941年, 26ページ。

(注5) Ophuysen, C. A. van, "Bataksche Spreekwoorden en Spreekwijzen," *Tijdschrift Bataviaasch Genootschap*, 第34巻, 1891年/同第35巻, 1892年。

(注6) Willer, 前掲論文, 151~152ページ/Heyting, T. A. L., "Beschrijving der Onderafdeeling Groot-Mandailing en Batang Natal," *Tijdschrift van het Nederlandsch Aardrijkskundig Genootschap*, 第2シリーズ, 第13巻, 1897年, 247~248ページ。

(注7) Joustra, M., *Batakspiegel*, 第2版, ライデン, Bataksch Instituut, 1926年, 40ページ。

(注8) Willer, 前掲論文, 155ページ。

III 婚 姻

1. 婚姻規制と配偶者選択

バタックでは禁じられている婚姻ないし性的交渉をスムバン(sumbang)という。これには同一マルガ成員間の婚姻をはじめ、父の姉妹の娘との婚姻、より広くはフラ＝フラの男がバヨ＝バヨの娘を娶ること、さらには弟の寡婦と結婚することなどが含まれる。スムバンを犯すことをマルスムバン(marsumbang)というが、これはきわめて重大な罪となるから、実際にそれが生ずることはまれである。だが、いったんそうした事態が生ずると、村落全体を震撼せしむる事件となった。オップホイセンによれば、罪人は浄めのアダット食宴を行なって全住民に謝罪し、そのために彼の身分に応じて水牛, 牛, 山羊などを屠殺する。アダット食宴が終わると人びとは村の会議所(sopo na godang)に集まり、銃が空に向けて1発放たれ、白い鶏1羽

が同じく空高く放たれる。住民たちは叫び声をあげるが、これは罪人を村から追放することへの同意を示す合図になる(注1)。

またナスチオンによれば、この罪を犯した女性の方は、その子供も含めて奴隷にされたという。そして現在では、周囲の非難と嘲笑にさらされるので、自殺に追込まれることも少なくないとされる(注2)。

数は少ないが、1930年代にもマルスムバンの裁判例はいくつかある。それらを見ると、アダット浄宴は共通するが、必ずしも追放処分ではなく、代わりに罰金を課する方向にあり、制裁はいくぶん弱まっているように思われる。アダットの根底をなす宗教的要素が消えつつあるのであろう(注3)。

配偶者の選択についていうと、一般の住民(halak na jaji)の間では相当に自由で、男女交際の機会も十分に与えられている。だが、両親や近親者がアダット上の選好縁組を勧める場合もある。縁組が姉妹の息子(babere)と兄弟の娘(boru ni tulang)の間で行なわれるように圧力をかけるわけである。

しかし、そうした選好婚への圧力はナモラ＝モラの階層で最も強く働く。母方のオジ(tulang)はその娘をバベレに嫁がせるよう勧められるし、バベレ以外の男と結婚させる場合は、予めバベレの父親の了解を得なければならない。とは言っても、選好婚がどんなに強く望まれようと、義務ではない。

当然のことながら、縁組では身分の釣合いも考慮される。上層身分の男にとって、ナモラ＝モラの娘との縁組のみがアダットのうえで完全な結婚と見なされる。彼の死後、その地位を継ぎ、その財産を相続できるのはそうした結婚から生まれた子供(anak gohara)のみである。また、上層の女

子が下層の男子と結婚することは許されない。いわゆるハイパガミーの規制である。しかし時代とともに、相手が財産家であれば、このハイパガミーも厳格には適用されないと言われる。

2. 婚約

念入りな準備、さまざまな協議、そして大掛かりな婚礼宴を伴う結婚はナモラ＝モラ階層においてのみ行なわれ一般住民の場合はかなり簡略になる。婚約の手順も同様である。

ナモラ＝モラの場合は配偶者の選択が比較的に自由でなく、すでに子供の時からボル・ニ・トゥランとの縁組が当事者の間で約束され、了解されていることもある。だが、そうした場合を別にすると、まず父親はカハンギとバヨ＝バヨを集めて息子の結婚相手について相談する。息子が自分の望む相手をそこで告げることもある。いずれにしても、次に親族会議が開かれる。

親族会議で嫁の候補者が決定すると、相手側に仲介者を送ることになるが、バヨ＝バヨが仲立人の役割をつとめる。彼は目指す娘の父親のバヨ＝バヨと接触する。相手側のバヨ＝バヨをゴルク＝ゴルク・カピニス(goruk-goruk kapinis)といい、この最初の接触は打診(manyisik-nysisik)と呼ばれる。相手側のバヨ＝バヨは娘の父に事を伝え、彼はこれを親族間で協議する。受諾が決定すると、その旨が再び息子側のバヨ＝バヨに伝えられ、正式な協議(mangkobar boru)の日取りが定められる。

その日、男側のバヨ＝バヨとカハンギは通常は当の息子を伴って、娘側のバヨ＝バヨの家を訪れる。娘は未来の夫にシリー(sirih)を捧げ、両者の間で贈物の交換がなされる。男側はクリス(短剣)、指輪、衣装などを贈り、娘側は装飾品やカイン(布)を贈る。双方の代表者たちの間で婚資の額が話合われ、決定される。

それからほどなく、今度は男の父親とその親族員が娘の父親の家を訪問する。この時、アダット食宴用に犠牲獣(水牛)を引連れていくのが一般的である。宴会が終わると、婚資が数えあげられ、結納が取りかわされる。これにより、婚約は正式に法的な拘束力をもつものとなる。

以上はナモラ＝モラについてで、一般住民(halaka na bahat)の場合、事情はかなり異なってくる。一般住民の子供は10代に達するとすでに父親の家で寝ない。男子はソポ(sopo, 米倉兼会議所)あるいはスラウ(礼拝所)で夜を過ごし、女子は同じマルガに属する年長の寡婦の家(バガス・ポドマン, bagas podoman)に移り、その監督をうける。男女の交際はこの寡婦の許可のもとに、その家で行なわれる。つまり、男子は夕方になると、その家に目指す女子を訪ねるわけである。これをマルタンダン(martandang)という。

もし男女の双方が親密になれば、贈物の交換が行なわれるが、この段階では何ら義務を伴うものではない。娘は親たちに交際のことを告げ、親たちにも反対がなければ、次の段階マルマヤム(marmayam)ないしマルバヨ(marbayo)に移る。これになると、女子はバガス・ポドマンから外出して、相手の男子とソポなどで夜の一時を過ごすようになる。しかし、性的交渉に至ることはほとんどないと言われる。次に2人がとるべき道は、親たちの内諾をえて駆落ち婚をするか、または正式の手順を踏むかである。駆落ちの場合は婚儀の費用を節約することができる。だが、正式の手順に従ったとしても、ハラク・ナ・パハトの場合はナモラ＝モラと異なり、はるかに簡略である。

3. 婚姻の形式

南タパヌリでは形式を問わず結婚一般を、マルバガス(marbagas)ないしマムプアト・ボル(mam-

buat boru)という。前者は「住居をもつ」、後者は「娘を取る」の意味である。結婚はもちろん重要な社会事象の一つで、当人たちが完全な社会成員として認められるほか、関係リニージにとっても大きな意味をもつ。そして婚姻の形式は身分からみた夫婦相互の関係や、生まれてくる子供の法的な地位を規定する。

バタック社会は父系であり、婚舎は夫方居住になるので、婚資が重要な意味をもつ。婚資は何よりもまず、やがて生まれてくる子供にたいする夫方の権利を確定するからである。たとえば、それは子供が生まれない場合に最も明白である。すなわち、妻が子供なく死んだとき、妻方のリニージは死んだ娘の妹、それが不可能なときはリニージ内の他の娘を、身代りとして提供する義務を負う。身代りが妹である場合をマンゴンティ・アンカナ(manggonti angkana)、他の娘の場合はマルサレ・ボル(marsale boru)と呼ぶ。また、結婚して1年を経過しても妻が妊娠しないときは、夫婦は妻方の父のもとに赴き、子供が授かるよう超自然力の助けを乞う。モラはそのアナク・ボルにたいして、霊的な優位にあると信ぜられる故である。しかし猶も、子供が生まれないときは、離婚の止むなきにいたる。このように婚資はモラとアナク・ボルとをつなぐ役割をもつが、その名称はトゥホル・ボリ(tuhor boli)、ジュジュラン(jujuran)、セレ(sere)、さらにはトゥホル・ガディス(tuhor gadis)ないしトゥホル・ニ・ボル(tohor ni boru)などさまざまである。この婚資を伴う婚姻に三つの形式がある。

(1) 公式の婚約にもとづく婚姻

この正式な結婚はナモラ＝モラ階層で主にとる形式である。その婚約の手順についてはすでに述べた。この種の婚姻は村落の異なるナモラ＝モラ

の間で結ばれるので、超村落的な姻族関係を作りだすことになる。たとえばマンダイリン・ジュルで支配的なルピス氏族に属するナモラ＝モラの男が、マンダイリン・ゴダンのナスチオン氏族の娘を娶ったり、アンコーラのハラハップ氏族とシピロのシレガル氏族の間で、ナモラ＝モラ同士の縁組が結ばれたりする。

しかし、ナモラ＝モラの男はこうした正式の結婚で娶る妻（主妻, *tuan laen bolon*）とは別に、1人以上の副妻をもつこともできる。主妻への呼びかけには、ナモラという称号が用いられる。副妻から生まれた息子がアング・ニ・ラジャである。

正式の婚姻と次に述べる駈落ち婚との差異は、前者の場合、婚資が予め双方の親族およびバヨ＝バヨの間で協議、決定される点にある。また同じく前者の場合、最初の接触から婚約の宴、そして嫁入りの儀礼で最高潮に達するが、すべての段階での儀礼が大規模に行なわれる点にある。上層身分のみがこの婚姻形式に執着するが、その理由は明白である。財力の問題もあるが、旧来のアダットを維持することが、この階層の威信を支える根拠になっているからに外ならない。

(2) 駈落ち婚

駈落ち婚 (*manangkup boru*) はアダットで正規の結婚として認められている。この形式の婚姻は前述(1)のものよりも多く、ハラク・ナ・パハトの間では、むしろ普通の婚姻形式といえそうである。その趣意が婚儀費用の節約にあることは言うまでもあるまい。

駈落ち形式の結婚はおよそ次の順序で行なわれる。

男女の交際が進んで前記のマルマヤムの段階に入ると、2人は日時をきめて男の父親の家あるいは長老の家に駆け込むことを約束する。娘は自分

の父親が反対しないことを知っていれば、父親にも予め駈落ちの計画を話しておく。

娘は家を出るとき、寝床に鍔貨を入れた衣服を残して去る。2人が前もって決めた場所に到着した後、男側の父親は親族会議を招集する。これには村長やその他2、3人の長老も参加することが多い。次いで、カハンギの1人とバヨ＝バヨが娘の父親のもとに赴き、事の次第を知らせる。そして、2人の結婚を認めるよう勧める。その際、マンダイリンではシリーを捧げるのみだが、アンコーラ／シピロでは、悪意のない証拠として鉄砲を差出すこともある。これは後に一定の現金で請け戻すことになるが、現時では簡略化して、初めから現金を渡すのみで済ますこともできる。以上が第1段階 (*manopoti*) である。

第2段階では事はすでに知れ渡り、男の側は2人の結婚に必要な準備に入る意思を明らかにする。娘側の父親も無下に抵抗はせず、婚資の話し合いを行なう協議 (*mangkobar boru*) の日が設定される。

協議の当日、男側の親族代表はその身分に応じて水牛ないし山羊を引きつけ、娘の父親のもとに向う。娘側の親族代表がこれを迎え、村の役職者（ナモラ＝ナトラスまたはハトバンゴン）も加わり、アダット食宴の後で協議が進められる。この協議で村の役職者は大きな役割をはたし、その労にたいして男側の代表から謝礼を受けとる。この謝礼 (*namhut ni boru*) は同時に、協議が一決した証拠にもなる。駈落ち婚といえども、婚資は支払われるし、また村落行政当局の承認が必要なのである。

これでことは決着をみるのであるが、イスラーム教徒の場合はさらに、後見人 (*wali*) を立てて結婚の締結を行なうことになる。

キューニングによれば、こうした駈落ちによ

る婚姻形式は比較的新しいものと推定される(註4)。最も古く南タパヌリの慣習や制度を詳述したウィラーには、この婚姻形式にかんする記述が見られず、約50年後、前世紀末のヘイティングは、それが一般住民の間で普通である旨を記述しているからである(註5)。また、当人同士の約束が先行する駆落ち婚では、本来あるべきリニージを単位とする縁組関係が多少とも軽視されることも、キュニングの想定を裏付けるのである。だが、当人同士の約束が出発点としても、それ以後は簡略ながらアダットの枠内で進行することも、十分に留意すべき点であろうと思われる。

(3) 押し掛け婚

押し掛け婚 (manyompo) は、娘が相手の家にかけて結婚を強制するものである。これは相手の若者が約束を履行せず、娘を避けたりするときに訴える方策になる。娘が押し掛けるのは次の場合である。

- (イ) 婚約したにもかかわらず、相手側が心変わりした等で、結婚を延びのびにしているとき
- (ロ) 交際が前記のマルマヤムをすぎて、娘が妊娠したにもかかわらず、相手側が責任を免れようとしたとき
- (ハ) 同じくマルマヤムで2人の交際が深まっているのに、相手側が婚約ないし駆落ちに踏みきらず、延びのびにしているとき
- (ニ) 娘が相手のボル・ニ・トゥランであるとき
(ただしこのケースがどの程度一般的かは不明)

押し掛けは白昼公然と行なわれる。男側は最初、娘を家に入れないうち宥めるが、娘がそれで諦める場合はまれにしかない。結局、男は娘をうけ入れ、その後は駆落ち婚と同じく親族間で婚資などの協議が始まる。娘がこうした思い切った行動にでるのは、娘の親族に予めの了解があつてのこ

とと思われる。自分1人の考えで押し掛けることはまずあり得ない。男側が押し掛け婚を免れるためには家を去るしかないが、それには事情を知る証人が必要とされる。そして問題は裁判に持込まれることになる。

4. 婚資その他慣習に定める支払い

婚資の額は娘の身分により異なる。婚資をきめる話し合いで、基準になるのは娘の母が結婚した際のジュジュラン (婚資) である。特にナモラ=モラ階層では、母親の身分も子供の地位に影響するのであるから、これは当然と言える。主妻の娘と副妻の娘とでは扱いが違ってくるのである。

娘がナモラ=モラ身分に属する場合、その婚資は名目的には巨額にのぼる。古くマンダイリンでは、ジュジュランの主体は金と奴隷(男女)からなっていた。またアンコーラ/シピロの場合、家畜と奴隷が婚資の主要部分であった。現在はすべて現金で決済されるが、さまざまな婚資の構成部分は依然として伝統的な名称で呼ばれ、数えあげられる(註6)。身分が低くなるにつれて、婚資額も小さくなることは言うまでもない。

ところで婚資はその全部が、そして一時に支払われるとはかぎらない。たとえば「婚資の母」と呼ばれる主要部分のほかに、婚資の「子」、「孫」、「弟」などはその額が名目上は約定され、計上されるものの、実際には支払われないのがむしろ通則とされている。また約定によっては、婚資の一部、時には全額を結婚の後に支払う場合さえもある。しかし、後者の場合は支払いが完了するまでの間、男は妻の父方に住み込むことが義務づけられる。これをマンディンディン (mandingding) という。この形式は男自身にとっても、その親族にとってもはなはだ不名誉とされるところで、まれにしかみられない。さらに特殊な取決めにアダット・マ

ンダリ (adat mandali) と呼ばれるものがある。婚資の額は約定されるが、支払いにはその夫婦から生まれた娘の結婚まで猶予される、つまり、娘がうる婚資をその母の婚資に充てるのである。

このように婚資の支払いにはいろいろな形式があるので、婚資が婚姻の障碍になることはない。結婚の適齢期はマンダイリンで約17歳、アンコーラ/シピロでもう少し遅くなるが、そうした適齢期をすぎても婚資の用意がないために結婚できないといった事態はないようである。

最後に、婚資を受取る人間は誰か。娘の父親がその大部分を収納することは間違いない。だが彼のほかに、娘のトゥランをはじめ親族員と村の長老たちも、多かれ少なかれ分配に与かることができる。それは結婚が当事者とその近親者のみでなく、広く村の人びとにも関係する出来事であることを示している。

5. 婚姻の締結

現在では婚姻の締結は、イスラーム式に行なうことが義務づけられている。すなわち、村の宗務役をつとめるマリム (malim) の立会いのもとで行ない登記される。しかしマリムの立会いは、アダットの観点からみてその結婚に何らの障碍もないことをアダット役職者が確認してのち、初めて行なわれる。正式の手順をふんだ結婚の場合、イスラーム式の婚姻締結は嫁入りの日に、花嫁の父親の家でなされる。駆落ち婚や押し掛け婚の場合、花嫁の父親と近親者はアダットの定めで、婚礼宴に出席できない。

そこで父親に代わって後見人 (wali) をつとめる人物に委任する。婚礼宴の間、花婿は完全な成人になった証しとして称号 (gelar) をうける。その称号はナモラ=モラ身分の場合、祖父ないし祖父の兄弟のものが用いられ父の称号を使用することは禁

じられている。ラジャ、マンガラジャ (mangaraja)、バギンダ (baginda)、ソリパダ (soripada)、スタン (sutan)、トゥアン (tuan)、パトゥアン (patuan) などが上層身分の称号である。一般住民の場合はジャ (ja) という称号が多い。しかし一般住民でも、固有名の後にラジャとかスタンを付するのは差支えない。また、バヨ=バヨ・ナ・ゴダンの場合は、名前の一部にブンダハロ (bendaharo) ないしオランカヤ (orangkaya) を用いる。

アダットによらず、イスラーム法の規定のみにもとづいて行なわれた結婚も、形式的には有効とされる。だが、この種の事例は少なく、イスラームの強いパカタン・ロムバンにおいてさえも、離婚にかんする裁判の文書には、その結婚が「アダットに則って」行なわれ、したがって有効と規定されている場合が多い。特にマンダイリンではイスラームの浸透が著しいが、アダット婚姻法を破壊するには至っていないのである。

6. その他の婚姻形式

前述した3種の婚姻形式はいずれもアダットにより承認されたものである。だが、それら以外にも婚姻と見なされるものがある。

(1) スマンド婚

スマンド婚と言われる婚姻形式については、諸家の解釈はさまざまで一致しない。ウィラーやヘイティングによれば、それはパドリ戦争によって持込まれた夫婦共住の形式で、夫婦別産制を特徴とするが、本来のアダットに非ずという^(註7)。リスによると、同じくアダットの認める結婚でなく、ナモラ=モラの男と身分の低い女性との同棲関係にすぎず、男の父親も親族もそれに関与していない^(註8)。また、スマンド婚は労役婚あるいは入り婿婚である、とする説もある。ただし先述のマンディンディンと異なり、婚資についての協議

も約定も行なわれない特色をもつ。逆に入り婿婚ではないとするナスチオンの説もある(注9)。いずれにしても、スマンド婚はアダット婚に較べて、第2次的な性格をもっていると思われる。

(2) ポルダ・ナ・ドゥムパン(porda na dumpang)

この言葉の字義は「拾った斧の柄」である。また、この関係にある女性を「道で拾ったもの」(dapot di ambean)と呼ぶ。こうした表現からも判るように、この形式の夫婦関係は正規のそれではない。婚姻のための親族間の協議もなく、男と女が夫婦関係に入っている。したがって、それは結婚と呼ぶことはできず、単に許されている同棲というにすぎない。そこで生まれた子供と父親の間には、何らの法的関係もないのである。こうした夫婦関係は夫の親族が十分に扶養の面倒をみていない寡婦と、同じく妻を失った寡夫との間で成立するものと言われる。

(3) カウイン・ブルコンシ (kawin berkongsi)

これはアダットでなく、全くイスラーム法にもとづいて成立した婚姻をいう。マンダイリンにはあるが、他の南タパヌリでは見られない。もちろん、それはイスラーム教師の影響力が増大しつつあることを示す新しい形式である。マンダイリンでは、イスラーム教師はこの形式の結婚を支持しており、したがって、アダット婚にとってはスマンド婚やポルダ・ナ・ドゥムパン(それらはよいものとは思われていない)よりも、手強い対抗形式といえよう。事実、全面的にイスラームによるわけではないが、アダット婚の中心的な要素、婚資をさして重要視しない傾向は、すでにパカンタン・ロムバンで見られるのである。

(4) シボルガの婚姻形式

シボルガは昔から交易の中心で、異なる種族が共住してきた。パタック人のほかに、アチェ、ミ

ナンカバウ、ニアス、さらにはジャワ人も少なくない。いわゆるスマンド=パシシル(sumando-pasisir)なる婚姻形式も、こうした背景から生まれた。その特徴は次のとおりである。

(イ) 今まで述べてきた意味での婚資はない。代わりにウアン・ジナム (uang jinamu) が身分に応じて支払われる。これはマス・カウイン (mas kawin) あるいはイスラームから借用したマハル (mahar) の語で呼ぶこともある。それは婚約の際に、男側から娘の両親に贈られる。

(ロ) 子供は父親のマルガないシスクに所属する。

(ハ) 息子も娘も両親の遺産にたいして同等の権利をもつ。子供がない場合、夫は妻の、妻は夫の遺産を相続する。アダット上の役職は父から息子に引継がれる。

(ニ) 婚姻解消の際は、夫婦が共同で獲得した財産は平等にわけ、債務も共同で弁済する。

(ホ) 離婚の際、子供は男子も女子も父親が引取る。ただし3歳未満の場合は、母親のもとで育てられ、これに対して父親は一定の代償を支払う。

なお、この地域でも婚礼宴で新夫は称号を得るが、上層身分ではスタンないシマラ (Marah)、一般住民の場合はバギンダあるいはマリムが用いられ、全く称号を使わないこともある。

7. 離婚

ウィラーヤリスなどの古い記述によれば、夫は一方的に婚姻を解消することができたとされる。理由を告げずに妻を生家に送り返したり、妻方に赴いて妻の行状を非難したりもできた。そして非が妻にあるならば、婚資の返還を請求した。これに対して、妻およびその親族には離婚を要求する

権利がなかった。確かに、婚資の一部ないしは全部を返却するという条件のもとに、離婚を申し出ることではできたが、その諾否は全く夫側の意向次第で、離婚を要求する法的な権利は認めていない。わずかに夫の不能や、長期にわたる不在で生計が立たないような場合にすぎれば、妻側も離婚を要求できた。しかしそうした場合でも、妻の身柄はいったんは夫の近親者のもとに移され、直ちに生家に帰ることは許されなかったという。

このように前世紀の記述はいわば妻の無権利状態を描いている。しかし、モラーアナク・ボルの関係一つを取ってみても、それらの記述がどれほど精確であったかについては、大いに疑問の余地がある。夫が妻を大事にせず、ひいては与妻集団モラの怒りを買うような行動にでることは慎むはずで、しかも、子供の地位を規定する一要素は母親の身分であるから、妻が無権利の状態にあるとは到底いえないのものである。この観点からすると、1930年代のアダット裁判 (rapat adat) にみられる妻の地位は、前世紀の記述が伝えるものとははなはだしく違っているが、むしろ伝統的な社会関係に見合うイメージを提示していると言える。

事実、離婚訴訟を扱ったアダット裁判はキューニングによると少なくないが、提訴は男側からだけでなく、女側からも行なわれている。しかも驚くべきことに、後者の場合は妻自身が提訴の理由説明にあたることが多い。また判決も、親族は必ず出席しているが、妻自身にたいして下される場合がみられる。明らかに、妻が独立の人格として法的に認められている証拠である^(註10)。

アダット裁判では簡単に婚姻解消を認めることはない。双方が歩みよって夫婦関係を維持するよう勧告する。その一つの方法が条件付きの「関係

修復」で、これをハラン・バタン (halang batang) と呼ぶ。そうした条件の一事例を記すと、

- (イ) 妻は夫のもとに帰る。
- (ロ) 妻がその父から受取った品物(台所用具や衣類)は引続き夫婦の共同使用とする。
- (ハ) 夫婦の保有する水田およびコーヒー畑は彼らのもとに返却し、夫の母および兄はそれらを使用してはならない。
- (ニ) 夫の兄は夫婦のために独立した別の家を用意する。
- (ホ) 夫もその母も嫁を叩いてはならない、またその父のもとへ追返してもならない。

これらの条件つきで夫婦関係は継続するわけである。したがって判決は、もし条件が充たされない場合は、妻は請求どおり離婚を勝ちとり、そのとき婚資は返却しなくてよいとする。

もう一つの事例では次のようになる。すなわち、夫婦は妻方の村落に移り住む。夫婦は妻の母(父親はすでに死亡)と親族長老の監督下におかれる。次の収穫時までの間、夫婦は生計維持のために、夫側親族から45缶の稲穀を受取る。妻はその装身具をしっかりと保管する。もし夫がなおも賭博に手をだし、妻の保有する装身具を盗んで売り飛ばすような場合は、婚姻は直ちに解消されたものと見なす。その場合、婚資は全く返却する必要がない^(註11)。

この事例からはバタック社会でも、まれには妻方居住が行なわれることが判る。アダット裁判に持込まれる離婚訴訟は、ほとんどが結婚してから1カ年以内のものである。これは第一子が誕生した後、初めて夫婦関係が安定するというバタック人の通念とも符合する。花嫁の父親がいわゆる嫁入り支度(衣類や台所用具やその他必要な品々)を完全に揃えてやるのも、第一子の誕生を目安とする。

これ以後、夫婦別れの恐れはあまりないと考えるからである。

イスラームの浸透とともに、南タパヌリでもタラク (talak), ファスフ (fasch), タリク (talik) などシャリアーに由来する制度が入ってきた。しかし、いずれも実際に活用されることはないようである。アダット自体が、離婚に際して準拠すべき方策を、いろいろな形で備えているためである。また、シャリアーの概念を援用することはあっても、実態はかなり違ったものと見てよい^(註12)。たとえば、イスラーム法では妻の妊娠中も離婚が許されている。古いアダットではこれは許されない。もともと、今日ではアダット裁判は、妻の妊娠中の離婚も認めており、イスラームの浸透は進行しつつあるとも言える。

アダット裁判では夫婦どちらの側に非があるかを決定する。仮に妻側に非が認められれば、妻の父親は婚資の全額を返却せねばならない。父親がすでに死亡していれば、その相続人が返却の義務を負う。逆に、夫側に非があるときは、婚資を返す義務はない。だが、大体の場合是一方だけに責任があるわけではないから婚資の一部分を返すことに落ち着く。また、正規の離婚ではアダット食宴を行なうのが古式とされるが、今は現金を裁判官たちに納めることで、離婚が合法的に行なわれた証拠とする。

この現金受納をハシランガン ([ingot-ingot] hasirangan) という。

8. 離婚に伴う法的結果

離婚に際しては、子供は例外なく父親が引取る。すでに述べたように、子供が3歳未満であったり、いまだ母親の胎内にある場合は、3歳になるまで母親のもとにとどまり、その養育をうける。男はこれに対して、現金ないしは米を養育費とし

て支払う義務がある。女性が妊娠中の離婚では、子供が生まれるまでの間は、女性の扶養費が支払われる。しかし、いったん子供が生まれた後は、子供の養育費のみが男の負担とされる。

女性が嫁入り支度として持込んだ品物 (hohas, barang pembawaan) は男のものになる。これはいわば婚資の見返りである。婚姻期間中に共同で稼いだ財産 (harta pencarian) は、通則としては男のものになる。しかしこれには例外があり、女性側が3分の1あるいは2分の1の分配をうけた事例も報告されている。これらの例外は、女性側に非なく離婚された場合にかぎるようである。女性が持込んだ装身具の類はそのまま女性のものとなる。

9. 寡婦

寡婦は一般にナ・マバル (na mabalu), またナモラ = モラに属する男の主妻であれば、ナ・ドゥマ (na duma) と呼ばれる。婚資が支払われた結婚の場合、寡婦の身柄は夫の死後も亡夫の親族のもとにおかれる。亡夫の弟ないし近親者(亡夫の兄は不可)との再婚、いわゆるレヴィレート婚も少なくない。これは結婚が当人間のみの事柄ではなく、関係リージ間のそれであることを示す。死亡した夫の親族は、寡婦とその子供を扶養する義務を負うのである。

寡婦は夫の相続人ではない。その息子のみが相続権をもつ。しかし、再婚しないかぎり、または息子がいない場合、その寡婦は夫の遺産について用益権を与えられている。遺産が巨大である場合は、生活を維持していくのに必要と思われるだけの分についてのみ、用益権を与えられる。しかし、用益については亡夫のカハンギが監督し、それを他人に譲渡することは許されない。

レヴィレート婚により寡婦と結婚した者は、死

亡した先夫の債権債務を引継ぐ。また、寡婦の未成年の子供たちの養育義務を負い、長男が成人になるまでの間、遺産についての後見人となる。寡婦に子供がなかったり、娘だけだったりの場合は、彼が亡夫の排他的な相続人として認められる。

現代では寡婦は再婚せずに亡夫の家にとどまることもできる。彼女が若く、また子供がないような場合は、当然にレヴィレート婚にしたがうべく圧力が働くが、強制することはできない。またさらに、取決めの結果、亡夫の親族側に了解さえあれば、彼女は生家に戻ることもできる。その際、子供は当然に亡夫の親族が引取る。このように寡婦が亡夫の親族から離れる場合、通常の離婚と同じ手続きをとる。つまり、その法的な証しとしてアダット裁判官にインゴット＝インゴット・ハンランガンが支払われる。婚資の返却が必要か、またどの程度返却されるかは、彼女がすでに子供を生んでいるかどうか、再婚できる年齢であるかなどにより決められる。

寡婦が亡夫の親族成員以外の男と再婚した場合、亡夫の親族は、その再婚で支払われる婚資にたいする権利を保有する。こうした再婚の際の婚資額は、最初の結婚のときのそれが基準になる。再婚の相手はその女性の父ないし親族にではなく、亡夫の父ないし親族にたいして婚資を支払う。それが完済されない間、彼は完全な夫とは見なされないのである^(注13)。

(注1) Ophuysen, C. A. van, *Kijkjes in het huiselijk leven der Bataks*, ライデン, Bataksch Instituut, 1910年, 23ページ。

(注2) Nasoetion, M. H., *De Plaats van de vrouw in de Bataksche maatschappij*, ヌトレヒト, Kemink en Zoon, 1943年, 43ページ。

(注3) Keuning, 前掲書, 80ページ。

(注4) 同上書 97～98ページ。

(注5) Heyting, 前掲論文, 296ページ。

(注6) 婚資の具体的な内容と名称については、たとえば Ris, H., “De Onderafdeeling Klein Mandailing Oeloe en Pahantan en hare bevolking met uitzondering van de Oeloe’s,” *Bijdragen tot de Taal—, Land—en Volkenkunde*, 第2巻, 1896年, 510ページ/その他 Heyting, 前掲論文, 300ページ/*Adatrechtbundels*, 第38巻, 1936年, 290ページ以下。

(注7) Willer, 前掲論文, 317ページ/Heyting, 同上論文, 296ページ。

(注8) Ris, 前掲論文, 491ページ。

(注9) Nasoetion, 前掲書, 69ページ。

(注10) Keuning, 前掲書, 121ページ。

(注11) 同上書 122～123ページ。

(注12) Hazairin, “De gevolgen van huwelijksontbinding in Zuid-Tapanoei,” *Indisch Tijdschrift van het Recht*, 第154巻, 1941年, 185ページ。

(注13) 具体的な事例は Keuning, 前掲書, 132～133ページ。

IV 相 続

南タパヌリにはマナディン (manading, 遺す), マネアン (manean, 継ぐ) という固有の言葉もあるが用いられることはまれで、一般にはワリス (waris), ムワリシ (mewarisi) の語が使われる。ワリスは周知のとおりアラビア語に由来し、イスラーム法では相続人を意味する。だが南タパヌリでは相続人のほか、後見人、さらには、不在のときにその利益を代行する近親者の意味にも使う。

同じ家族ないし小リニージの男子成員は互いに、ワリスの関係にある。彼らは日常生活で相互依存の関係に立ち、父親、祖父ないし曾祖父の遺産を分割せず、共同で享受している。息子は父のワリスで、逆に父は息子のワリスである。兄弟は互にワリスで、祖父や曾祖父を同じくする人びとも互いにワリスの関係に立つ。したがってワリス

の概念はほとんどカハンギと重なる。ただ、前者は相続や後見など法的な文脈で用いられるのに対して、後者は親族紐帯の関連で使われる。

女性はワリスになれない。女性に相続権はなく、少なくとも公式には、その親族員の法的な代理人になることもできない。ただし寡婦の場合は、亡夫のワリスとともに未成年の子供たちの後見人にはなれるし、それらのワリスが子供の権利を侵害するような場合は、子供に代わって裁判に訴えてすることもできる。女性のワリスは事情によりさまざまで、彼女の父親ないしその近親者、彼女の夫、夫が死亡のときはその兄弟、彼女の息子がそれとなる。最後の場合、その息子は既婚者であるか、未婚ではあっても成年に達しており、彼女(寡婦)と一緒に住んでいることを要する。

1. 遺産

遺産は長い年月にわたって分割されないままにおかれる。時には3世代にもわたって不分割の場合がある。不分割の遺産は、ハルタ・プサカ(harta pusaka)と呼ばれる。最も近い親族員がその管理にあたるが、彼はこのハルタ・プサカを自分の利益のためにのみ用いてはならない。しかし、アダット上の支払にかぎっては、このハルタ・プサカを使用することができる。たとえば、遺産の水田を質入れして、共同権利保有者たる親族員のために婚資を調達する場合はこれにあたる。また、何人かの要請があったときは、ハルタ・プサカの分割が行なわれる。その際は村方役職者(namora-natoras)の立会いを要する。

死者の埋葬および葬儀の費用はその遺産から支出され未済の債務もそこから差し引かれる。債権者は葬儀の際にワリスのもとに赴いて、その旨を知らせねばならない。反対に死者の債権は、遺産の分割がなされるまでに取立てが行なわれる。

死者に未婚の娘がいる場合、彼女が将来うけることになる婚資(tahor boli)も、ハルタ・プサカに取込まれる。逆に、未成年の息子が支払うことになる婚資はハルタ・プサカから捻出される。

遺産の分割が行なわれる時期は、通常、息子および娘がすべて結婚した後になる。しかしこの通則も、母親(寡婦)がすでに死亡したり、再婚したりの場合はそのかぎりでない。

2. 相続人

南タパヌリのごとき父系社会で、婚資を伴う結婚が一般的なところでは、相続人は父系の男子に限定される。

死者に息子がいれば、息子が唯一の相続権者で、他のワリスは考慮されない。息子ないし息子の息子がいない場合は、死者の父親が相続人になる。順位から言えば、次いで死者の兄弟、そして祖父を同じくする男子親族員が続く。これらのワリスがすべていない場合、マンダイリンでは遺産はリペ(リニージ居住区)に帰属するという。

相続権をもつものが先立って死亡した場合は、彼の権利はその男系子孫が引き継ぐ。つまり代襲相続が認められている。

ナモラ=モラ身分の場合、副妻ないし妾の息子はそれとしては相続の権利がない。彼らはハルタ・プサカには何らの権利も認められず、その他の遺産部分から、生活に必要なとされる分を受取り、また彼らの婚資もそこから支払われる。遺産分割の際は、彼らには請求の権利がなく、何かを与えられるとしても、それは正妻の息子たちの意向次第とされる。

3. 寡婦と娘

寡婦および娘はともに夫(父)の相続人ではない。全く子供のいない、あるいは娘のみの寡婦が再婚せずに亡夫の親族内にとどまる場合は既述の

ように、亡夫の家に住むことおよびその遺産の用益権が与えられる。しかし、これは彼女の生活維持に必要なかぎりでのことで、それらの不動産（土地・家）を譲渡したり質入れしたりする権利はなく、ワリスたちの監督をうける。遺産が生計を維持するのに不十分な場合、ワリスたちは援助する義務を負う。

寡婦はまた、ワリスによってその権利の侵害をうけたときは、アダット裁判に訴えることができる。この種の裁判で、寡婦が娘の未婚の間は遺産全体の用益を、娘が結婚した後はその3分の2の用益を与えられた事例がある。したがって寡婦が死亡した後、初めて遺産全体の処分権がワリスの手中に移るわけである。娘も、もし兄弟がいない場合は、その父の遺産（不動産）にたいして用益の権利をもつ。これをホロン・アテ (holong ate, 字義どおりには「愛する心」という。もちろん、これは相続ではない。しかし、時としてはワリスの了解のもとに、この権利が娘の息子にまで与えられる場合もある。リスによれば、そうした娘の権利は亡父のハルタ・ペンチャリアン (harta pencarian, 相続でなく自ら獲得した財産) に属する土地についてのみで、それもパカントンにのみ見られる事象という^(註1)。だが、シピロにもそうした事例があり、さらにアンコーラでは、兄弟がいるにもかかわらず、娘がそうした権利（ここではピリン [piring] と呼ぶ）を与えられた例もある。これは恐らく、父がその娘の結婚の際に、あるいは結婚の後で、贈物として土地を与える慣習と関連あるものと思われる。こうした贈物はタバヌリ一般に見られるところで、ウロス (ulos), ハビト・ナ・ソ・ラ・ブルック (habit na so ra buruk) などのほか、タノ・ホロン・アテ (tano holong ate [holong ate の土地]) とも呼ばれているのである^(註2)。いずれにせよ、

娘には厳密な意味での相続権はなくとも、遺産にたいして多少とも何らかの権利をもちうることは確かである。

4. 未成年の息子

寡婦が再婚しない場合、未成年の息子たちは母のもとにとどまる。彼らが未成年の間、遺産の管理にはワリスの1人があたる。この管理責任は、長男が成年に達したとき、つまり結婚できる年齢（17～18歳）になったとき、直ちにその長男の手に引渡される。

寡婦がワリスの1人とレヴィレート婚を行なった場合は、この継父が彼らの後見人カハンギ・ワリスとなる。母(寡婦)が亡夫の親族以外の男と再婚したり死亡したりで、子供が孤児になった場合は、亡夫の近親者（兄弟ないし父の兄弟）に引取られる。

未成年の息子たちのために遺産の管理を担当するワリスは、彼らの利益を専一とせねばならない。たとえ、彼が被相続人にたいして何らかの債権をもっている場合でも、遺産管理の責任を負っている間は、遺産によってその債権を決済することは許されない。

5. 遺産分割

被相続人がナモラ＝モラ身分で複数の妻がいる場合、それぞれの妻の息子たちは遺産分割にあたっては、それぞれ別個の取扱いをうける。前述のとおり、身分の低い副妻や妾の息子たちに相続の権利はない。また、ナモラ＝モラ身分に属していても主妻でない場合、その息子たちの取り分は少ない。ヘイティングによると、主妻の息子たちが遺産の3分の2を相続するという。もっとも、男にナモラ＝モラの主妻がすでにいるにもかかわらず、さらに同じくナモラ＝モラの娘を娶るのは、主妻から子供が生まれない場合でまれなケースで

ある。

最初に結婚した妻が死んで、男が再婚した場合は、両方の結婚で生まれた息子たちは遺産分割に際して、同一のカテゴリーに属するものとして扱う。

息子が1人しかいない場合は、遺産はすべて彼が相続する。息子が2人の場合は、平等に分割される。問題は息子が3人以上の場合で、地域によりあるいは具体的な事情によって、多少の偏差がみられるようである。大体的場合は、最年長の息子(panggoraran)と最年少の息子(panyalpuan)が、中間の息子たち(silitonga)よりも多くの分割をうける。だが、平等分割とする説や、長男のみが優先的に分割をうけるとする説もあり、父の地位を継ぐ息子が優先される事例もある。長男が多くを受取るのは、彼が弟たちにたいしていわば父の役割をはたすためであろう。また、最年少の息子が優先されるのは、彼が一番長く家にとどまり、兄たちが結婚した後も、両親の面倒を見るためと考えてよからう。

遺産の分割はリペの長や、その他ナモラ=ナトラスの立会いのもとで行なわれ、裁判に持込まれることは少ない。親族や長老たちの介在もあって、多くは実質的衡平の原則により処理されている。

6. 廃嫡

廃嫡の事例は古い文献にしか見られない。ウィラーやヘイティングによれば、父親(ないしは後見人)は息子が不行跡を重ねた場合、たとえば盗み、常軌を逸した賭博、同一マルガ成員との結婚を敢えて行なったときなどは、その息子を追放処分(mangaliplip)に付することができる。だが、追放処分を決定するには他の親族との協議が必要で、それに決した場合は村の長老や村人たちに知らせるために、特別のアダット食宴を開かねばな

らない。追放処分になると、当然に相続権もなくなる。ただし、このマンガリプリプは息子の不行行が改まったときは、取消すこともできる。これをマニョソティ・ボンダル(manyosoti bondar)といい、追放処分に付したときと同様の手続きを要し、村の役職者には罰金を支払う義務がある。

7. 分割されない遺産

遺産には決して分割されないものもある。村落創設者ないしはジャンジャン創設者から伝わる神聖な用具がそれで、楽器、槍、クリス、天蓋(パユン)など土着信仰と関係する品々がこれに属する。加えて、村人全体がその建築に協力したナモラ=モラ身分の伝来の家(bagas na godang)や米倉および迎賓用のソポ・ナ・ゴダン(sopo na godang)、また一種の職田に類するサバ・ボラク(saba bolak)もこれに含まれる。それらはアラト・クラジャアン(alat kerajaan)と呼ばれ、当該リニージ全員の共有物で、ラジャ・パムスクやラジャ・パヌスナンが保管者になる。

8. 相続におけるイスラームの影響

土着の相続慣行が外来の影響、とくにイスラームのそれによって変わった点はほとんどない。わずかにカウイン・ブルコンシ(kawin berkongsi)で、寡婦がハルタ・ブンチャリアン(harta pencarian)の2分の1を受取る、ということくらいである。これとても、婚姻期間にあるときから、妻はそうした権利を暗黙のうちに認められているのであるから、本来の意味での相続権とはいえない。

シャリヤーは女性も含めて、各種の相続人が受取るべき遺産部分を規定している。だが、南タパヌリではそうした規定が遺産分割のときに配慮されることはない。イスラーム式の遺言によって、財産をシャリヤーに則って分配しようとする試み

はあるが、相続人が1人でもそれに反対した場合は、この遺言の法的効力はないものとされている。ワクフの設定さえも相続人たちの合意を得ねばならず、相続人のうち1人でも反対があれば無効になるのである(注3)。シボルガにおけるスマンド=パシシル (sumando-pasisir) 婚は、特にイスラーム教徒のみが選ぶ婚姻形式とされるが、この場合でも、相続慣行についてはシャリヤーは適用されていない。要するに、信仰としてのイスラームは徐々に浸透を深めているが、シャリヤーの順守には、いまだほど遠いと言わねばならない。

(注1) Ris, 前掲論文, 501ページ。

(注2) Keuning, 前掲書, 140ページ。

(注3) *Adatrechtbundels*, 第41巻, 1941年, 326~327ページ。

V 暫定的な結び

- (1) 南タパヌリの親族組織は他のバタック社会と同じく、父系原理と片側の縁組体系に基礎をおいている。しかし、南タパヌリの特徴は階層区分が明瞭なことで、これは他のバタックには見られない。
- (2) しかし、父系社会にあっても女性の地位は必ずしも低くない。それは母の身分的地位が子供の地位を規定する点にも見られる。婚資の額が母のそれを基準とする点も見逃せない。ここには母系ラインの意識があるかも知れない。もしそうならば、それは南スマトラ、そして西スマトラにも認められる祖型としての二重出自体系を想定させる。
- (3) 片側の縁組体系と階層構成が結びついているので、南タパヌリにはトバよりも、E・リーチのいうカチン型社会と共通する面が多いのではないか。だが、資料でみるかぎり、カチンのごとき2種の政治体系が併存している

とは思えない。

- (4) 親族体系は村落の系譜および村落行政に直接反映しており、それは分村の設立におけるナモラ=モラの役割と地位や、バヨ=バヨ・ナ・ゴダンの出自と役割に典型的にみられる。
- (5) 階層社会でありながら、南タパヌリには他のバタック社会と同様、広域にわたる政治体ないし政治的権威は成立しなかった。それは一方にたいして優位、他方にたいしては劣位というモラ=アナク・ボルの縁組が、政治的な同盟関係を代替したためではないか。
- (6) 継承および相続慣行における長男と末弟以外の男子 (silitonga) の地位は注目に値する。彼らの相対的に「自由な」地位が、他郷に進出するバタック人の原動力であろうか。同じく離心的社会とはいっても、離心性の原因はバタックとミナンカバウでは異なるわけである。
- (7) トバにかんする記述では頻出する一種のカリスマの観念 (sahala, harajaon) が、南タパヌリについてはあまり強調されない。階層社会のゆえに、強烈な競合志向が減殺されるのであろうか。しかし戦前時、独立運動の指導者は南タパヌリからは出ているが、他のバタック社会からは出していない。その原因としては、コーヒーの強制栽培とイスラームの浸透を挙げうる。だが、社会構造上の原因ははたしてなかったのだろうか。

〔付記〕 本稿は1983~84年度個人研究「タパヌリの社会組織と慣習法」の中間報告である。

(アジア経済研究所広報部編集第1課課長)

訂正

本誌前号(第27巻第3号)所載の加納弘勝「トルコ・イラン国境を越える人びと」87ページ左段第1節4行目の「リン・パハール」は「ソソ・パハール」の誤りでしたので訂正致します。